



宮 崎 県 公 報

平成24年3月19日(月曜日)号外 第11号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県税条例及び平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 2	○宮崎県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例…………… (健康増進課) 5
○宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例…………… (福祉保健課) 4	○宮崎県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例…………… (“) 5
○宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例…………… (障害福祉課) 5	○宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例…………… (山村・林振興課) 5
	○風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) 6
	○宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例…………… (教育庁) 7
	○地方警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (警察本部) 7

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県税条例及び平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第1号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成24年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (条例第2号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (条例第3号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
障害者自立支援法の円滑な施行等を図るため、宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例 (条例第4号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
誰もが安心して妊娠・出産できる体制を確保するため、宮崎県妊婦健康診査支援基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例（条例第 5 号）

1 改正の理由及び主な内容

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進するため、宮崎県ワクチン接種緊急促進基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（条例第 6 号）

1 改正の理由及び主な内容

間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るため、宮崎県森林整備加速化・林業再生基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第 7 号）

1 改正の理由及び主な内容

有線放送電話に関する法律の廃止等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例（条例第 8 号）

1 改正の理由及び主な内容

経済的理由にかかわらず私立高校生等が学業を継続できるよう支援するため、宮崎県高等学校等生徒修学支援基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 9 号）

1 改正の理由及び主な内容

東日本大震災に対処するための災害警備等作業手当の特例措置を設けるため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用することとしました。

条 例

宮崎県税条例及び平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第 1 号

宮崎県税条例及び平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

（宮崎県税条例の一部改正）

第 1 条 宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（宮崎県行政手続条例の適用除外） 第 3 条の 2 宮崎県行政手続条例（平成 7 年宮崎県条例第 29 号）第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、宮崎県行政手続条例第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。	（宮崎県行政手続条例の適用除外） 第 3 条の 2 宮崎県行政手続条例（平成 7 年宮崎県条例第 29 号）第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、宮崎県行政手続条例第 2 章（第 8 条を除く。）及び第 3 章（第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。
2 [略]	2 [略]

(県税の減免)

第23条 知事は、法第72条の62、第73条の31、第 162条、第 194条又は第 700条の62の規定に基づき次の表の左欄に掲げる者に限り、それぞれ当該右欄に掲げる税目の県税を減免することができる。

1 自己の所有に係る事業用の資産について、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。以下同じ。）が当該資産の価格の2分の1以上である者で、前年中の法第72条の49の8第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が1,000万円以下であるもの	[略]
[略]	

第26条 削除

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定)

第31条の8 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者として選択口座が開設されている租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものを指定する。

附 則

38 [略]

(県税の減免)

第23条 知事は、法第72条の62、第73条の31、第 162条、第 194条又は第 700条の62の規定に基づき次の表の左欄に掲げる者に限り、それぞれ当該右欄に掲げる税目の県税を減免することができる。

1 自己の所有に係る事業用の資産について、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。以下同じ。）が当該資産の価格の2分の1以上である者で、前年中の法第72条の49の12第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が1,000万円以下であるもの	[略]
[略]	

(所得割の税額控除対象寄附金)

第26条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号に規定する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人又は団体に對するもの
 - (2) 所得税法第78条第2項第3号に規定する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に對するもの
 - (3) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、知事又は教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの
 - (4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人等に對するもの
 - (5) 前各号に掲げるものに準ずるものとして規則で定めるもの
- (株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定)

第31条の8 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者として選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものを指定する。

附 則

38 [略]

(東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴う個人の県民税の税率の特例)

39 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

(平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例の一部改正)

第2条 平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例(平成23年宮崎県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

（個人の事業税の特例）

第 1 条 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者が、口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号）の施行の日から平成24年3月31日までの間に、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成22年法律第50号）第1条第1項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けた場合において、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の55第1項及び第2項の規定による申告書（その提出期限後において事業税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第72条の55の2第1項に規定する申告書を含む。）に手当金等の交付により生じた所得の金額の計算に関する明細書及び手当金等の交付をした者の当該交付に関する通知書の写しの添付があるとき（これらの申告書にその添付がないことについてやむを得ない理由があると知事が認めるときを含む。）は、当該納税義務者の手当金等の交付を受けた日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の事業税については、当該手当金等の交付により生じた所得に係る個人の事業税額（法第72条の49の7の所得の金額に係る個人の事業税額から、前年において生じた手当金等の交付により生じた所得の金額がなかったものとして計算した場合における総所得金額に係る個人の事業税額を控除した金額とする。）を免除する。

2 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条中宮崎県税条例第3条の2及び第23条の改正規定並びに第2条の規定は平成25年1月1日から、第1条中宮崎県税条例附則第38項の次に1項を加える改正規定及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。（個人の県民税に係る経過措置）
- 2 この条例による改正後の宮崎県税条例第26条の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が平成24年1月1日以後に支出する同条に掲げる寄附金及び金銭について適用する。（宮崎県森林環境税条例の一部改正）
- 3 宮崎県森林環境税条例（平成18年宮崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 3 [略]	附 則 3 [略] <u>（県税条例附則第39項の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例）</u> 4 県税条例附則第39項の適用がある場合においては、第3条中「第27条」とあるのは「附則第39項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。

宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第2号

宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第3号

宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第4号

宮崎県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

宮崎県妊婦健康診査支援基金条例（平成21年宮崎県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第5号

宮崎県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例

宮崎県ワクチン接種緊急促進基金条例（平成23年宮崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第6号

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年宮崎県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第7号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年宮崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可を要する行為等)</p> <p>第4条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事（宮崎市にあっては、宮崎市長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の<u>堆積</u>（以下「土石等の堆積」という。）</p> <p>2 前項各号に掲げる行為に該当する行為のうち次に掲げるものについては、同項の規定にかかわらず、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 面積が10平方メートル以下の土石等の<u>堆積</u>で、<u>堆積物</u>の高さが1.5メートルを超えないもの</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。</p> <p>(ア)～(カ) [略]</p> <p>(キ) 土石等の<u>堆積</u>で前号に該当しないもの</p> <p>ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。第6条第1項第25号において同じ。）<u>、有線放送電話業務又は有線放送業務（有線ラジオ放送業務及び有線テレビジョン放送業務で一の区域内において公衆によって直接受信されることを目的として、ラジオ放送、テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信するものに限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）</u>、改築、増築又は移転</p> <p>エ [略]</p> <p>(道路の新設等に係る行為の特例)</p> <p>第6条 前2条の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。</p> <p>(1)～(25) [略]</p> <p>(26) <u>有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）による有線放送電話業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為</u></p> <p>(27) <u>放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容す</u></p>	<p>(許可を要する行為等)</p> <p>第4条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事（宮崎市にあっては、宮崎市長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の<u>堆積</u>（以下「土石等の堆積」という。）</p> <p>2 前項各号に掲げる行為に該当する行為のうち次に掲げるものについては、同項の規定にかかわらず、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 面積が10平方メートル以下の土石等の<u>堆積</u>で、<u>堆積物</u>の高さが1.5メートルを超えないもの</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。</p> <p>(ア)～(カ) [略]</p> <p>(キ) 土石等の<u>堆積</u>で前号に該当しないもの</p> <p>ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。第6条第1項第25号において同じ。）<u>又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書きに規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）</u>、改築、増築又は移転</p> <p>エ [略]</p> <p>(道路の新設等に係る行為の特例)</p> <p>第6条 前2条の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。</p> <p>(1)～(25) [略]</p> <p>(26) <u>放送法による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管</u></p>

るための施設の設置又は管理に係る行為

(28)～(35) [略]

2 [略]

(許可の基準)

第7条 知事は、第4条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 水面の埋立て又は干拓については、当該埋立て又は干拓後の土地について植栽その他必要な措置を行うものであること等により埋立て又は干拓後の地^{ぼう}貌が当該埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならず、かつ、当該埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(7)～(9) [略]

(10) 土石等の^{たい}堆積については、当該^{たい}堆積の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

理に係る行為

(27)～(34) [略]

2 [略]

(許可の基準)

第7条 知事は、第4条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 水面の埋立て又は干拓については、当該埋立て又は干拓後の土地について植栽その他必要な措置を行うものであること等により埋立て又は干拓後の地^{ぼう}貌が当該埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならず、かつ、当該埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(7)～(9) [略]

(10) 土石等の^{たい}堆積については、当該^{たい}堆積の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第8号

宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例

宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例（平成21年宮崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
2 この条例は、平成24年6月30日限り、その効力を失う。	2 この条例は、平成27年6月30日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第9号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1 [略]	1 [略]
2 削除	2 職員が東日本大震災に対処するため第3条第24号の作業に引き続き5日以上従事した場合の同条の特殊作業手当の額は、第4条の規定にかかわらず、当該規定による額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。
3 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。 第19条第3項中「900円」を「給料の月額額の100分の20」に改める。	3 職員が東日本大震災に対処するため第3条第24号の作業のうち次に掲げる作業に従事したときは、第4条の規定にかかわらず、次項に規定する額を支給する。 (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において

第20条ただし書中「10日以内に支給する」を「10日以内に支給し、第3条に規定する県税事務に従事する職員の特殊勤務手当及び前条に規定するへき地所在公署に在勤する職員の特殊勤務手当は、給料支給の例により支給する。」に改める。

附則第2項の次に次の1項を加える。

3 昭和33年3月31日において、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定によるへき地所在公署に在勤する職員の特殊勤務手当（以下「へき地手当」という。）の月額（以下「従前の額」という。）が、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の施行に伴い支給されるへき地手当の月額（以下「改正後の額」という。）をこえることとなる者があるときは、その者が同年同月同日に在勤していた公署に引き続き在勤する間に限り、その者に、改正後の額が従前の額に達するまで、その差額を暫定へき地手当として支給する。

行う作業

(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち宮崎県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。）

(3) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち警察本部長が定めるものにおいて行う作業（前2号に掲げるものを除く。）

(4) 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち警察本部長が定めるもののそれぞれの屋外において行う作業（前3号に掲げるものを除く。）

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 2万円（心身に著しい負担を与えると警察本部長が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において警察本部長が定める額を加算した額）

(2) 前項第1号の作業のうち警察本部長が定める施設内において行うもの 5,000円

(3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 1万円（心身に著しい負担を与えると警察本部長が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

(4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 2,000円

(5) 前項第3号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円

(6) 前項第3号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円

(7) 前項第4号の作業 2,500円

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成23年3月11日から適用する。

(給与の内払)

2 この条例による改正前の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により平成23年3月11日からこの条例の施行の日の前日までの分として支給を受けた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。